

期 間 入 札 の 公 告

令和 7年10月 7日

名古屋地方裁判所豊橋支部

裁判所書記官 伊 藤 祐 加

別紙物件目録記載の不動産を下記のとおり期間入札に付します。

記

入札期間	令和 7年10月22日から 令和 7年10月29日 午後 5時00分まで
開札期日	日 時 場 所 令和 7年11月 5日 午前10時00分 名古屋地方裁判所豊橋支部
売却決定 期日	日 時 場 所 令和 7年11月19日 午前 9時50分 名古屋地方裁判所豊橋支部
特別売却 実施期間	令和 7年11月12日 午前 9時00分から 令和 7年11月12日 午後 4時00分まで
買受申出の保証の 提供方法	下記のいずれかを執行官に提出する方法による。 (1) 当裁判所の預金口座に金銭を振り込んだ旨の金融機関の証明書 (2) 銀行, 損害保険会社, 農林中央金庫, 商工組合中央金庫, 全国を地区とする信用金庫連合会, 信用金庫又は労働金庫の支払保証委託契約締結証明書
買受申出の資格の 制限 (民事執行規則33条)	☆印を付した物件は農地であるので, 権限を有する行政庁の交付した買受適格証明書を有する者及び買受けについて農地法上の許可又は届出を必要としない者に限り, 買受申出をすることができます。
一般の閲覧に供するため, 物件明細書・現況調査報告書・評価書の各写しを令和 7年10月 7日から当庁物件明細書等閲覧室に備え置きます。	

物件番号	売却基準価額（円） 買受可能価額（円）	一括 売却	買受申出保証額（円）	令和6年度	
				固定資産税（円）	都市計画税（円）
1, 2	5,800,000 4,640,000	一括	1,160,000	31,762	7,891
1	2,700,000				
2	3,100,000				

物 件 目 録

- | | | |
|---|-------|--------------------------------------|
| 1 | 所 在 | 豊橋市西高師町字津森 |
| | 地 番 | 1 番 2 |
| | 地 目 | 宅地 |
| | 地 積 | 114.91 平方メートル |
| 2 | 所 在 | 豊橋市西高師町字津森 1 番地 2 |
| | 家屋 番号 | 1 番 2 |
| | 種 類 | 居宅 |
| | 構 造 | 木造スレート葺 2 階建 |
| | 床 面 積 | 1 階 42.00 平方メートル
2 階 42.00 平方メートル |

物 件 明 細 書

令和 7 年 9 月 12 日

名古屋地方裁判所豊橋支部

裁判所書記官 原 謙太郎

1 不動産の表示

【物件番号 1, 2】

別紙物件目録記載のとおり

2 売却により成立する法定地上権の概要

なし

3 買受人が負担することとなる他人の権利

【物件番号 1, 2】

なし

4 物件の占有状況等に関する特記事項

【物件番号 2】

本件所有者が占有している。

5 その他買受けの参考となる事項

【物件番号 1】

隣地（地番 2 番 1）との境界が不明確である。

《 注 意 書 》

- 1 本書面は、現況調査報告書、評価書等記録上表れている事実等を記載したものであり、関係者の間の権利関係を最終的に決める効力はありません（訴訟等により異なる判断がなされる可能性もあります）。
- 2 記録上表れた事実等がすべて本書面に記載されているわけではありませんし、記載されている事実や判断も要点のみを簡潔に記載されていますので、必ず、現況調査報告書及び評価書並びに「物件明細書の詳細説明」も御覧ください。
- 3 買受人が、占有者から不動産の引渡しを受ける方法として、引渡命令の制度があります。引渡命令に関する詳細は、「引渡命令の詳細説明」を御覧ください。



- 4 対象不動産に対する公法上の規制については評価書に記載されています。その意味内容は「公法上の規制の詳細説明」をご覧ください。
- 5 各種「詳細説明」は、閲覧室では通常別ファイルとして備え付けられています。



物 件 目 録

- | | | |
|---|-------|--|
| 1 | 所 在 | 豊橋市西高師町字津森 |
| | 地 番 | 1 番 2 |
| | 地 目 | 宅地 |
| | 地 積 | 1 1 4. 9 1平方メートル |
| 2 | 所 在 | 豊橋市西高師町字津森 1 番地 2 |
| | 家屋 番号 | 1 番 2 |
| | 種 類 | 居宅 |
| | 構 造 | 木造スレート葺2階建 |
| | 床 面 積 | 1階 4 2. 0 0平方メートル
2階 4 2. 0 0平方メートル |

令和 7 年(ㄥ)第 18 号

令和 7 年 4 月 28 日受理

令和 7 年 6 月 17 日提出

現 況 調 査 報 告 書

名古屋地方裁判所豊橋支部

執行官 大 澤 雅 人

物 件 目 録

- | | | |
|---|-------|--------------------------------------|
| 1 | 所 在 | 豊橋市西高師町字津森 |
| | 地 番 | 1 番 2 |
| | 地 目 | 宅地 |
| | 地 積 | 114.91 平方メートル |
| 2 | 所 在 | 豊橋市西高師町字津森 1 番地 2 |
| | 家屋 番号 | 1 番 2 |
| | 種 類 | 居宅 |
| | 構 造 | 木造スレート葺 2 階建 |
| | 床 面 積 | 1 階 42.00 平方メートル
2 階 42.00 平方メートル |



不動産の表示	「物件目録」のとおり	
住居表示	(住居表示未実施)	
土地	物件 1	
現況地目	☒ 宅地（物件 1） ☐ 公衆用道路（物件 ） ☐ （物件 ）	
形状	☐ 公図のとおり ☐ 地積測量図のとおり ☐ 建物図面（各階平面図）のとおり ☒ 土地建物配置図（概略）のとおり ☐	
占有者及び占有状況	☒ 土地所有者（A） ☐ その他の者 上記の者が本土地上に下記建物を所有し、占有している ☐ 「占有者及び占有権原」のとおり	
下記以外の建物（目的外建物）	☒ ない ☐ ある（詳細は「目的外建物の概況」のとおり）	
その他の事項		
建物	物件 2	
種類、構造及び床面積の概略	☒ 公簿上の記載とほぼ同一である ☐ 公簿上の記載と次の点が異なる（ ☐ 主である建物 ☐ 附属建物） ☐ 種類： ☐ 構造： ☐ 床面積：	
物件目録にない附属建物	☒ ない ☐ ある { 種類： 構造： 床面積：	
占有者及び占有状況	☒ 建物所有者（A） ☐ その他の者 上記の者が本建物を居宅として使用している ☐ 「占有者及び占有権原」のとおり	
上記以外の敷地（目的外土地）	☒ ない ☐ ある（詳細は「目的外土地の概況」のとおり）	
その他の事項		
執行官保管の仮処分	☒ ない ☐ ある [地方裁判所 支部 令和 年（ ）第 号 保管開始日 令和 年 月 日	
土地建物の位置関係	☐ 建物図面（各階平面図）のとおり ☒ 土地建物配置図（概略）のとおり	

(注) チェック項目中の調査結果は、「☒」の箇所の記載のとおり

関係人の陳述等	
陳述者 (当事者との関係)	陳述内容等
■ 債務者兼所有者A及び債務者兼所有者の妻Bの娘ら)	1 私たちは、物件2建物に住んでいます。 2 物件1土地及び物件2建物が競売になったこと等については、全く知りません。 3 父親のAは物件2建物に住んでいません。 4 私たちは、詳しいことはお話しできないので、Bに連絡するように伝えておきます。
■ B (債務者兼所有者Aの妻)	1 娘たちから連絡をもらい、執行官に電話するようにとのことで、電話しました。 2 私は、仕事の都合で、物件2建物には住んでいませんが、娘たち二人が住んでいます。 3 ただ、娘たちは、仕事が終わった後に寝泊まりするためだけに、物件2建物に住んでおり、入浴等は別の場所を利用しています。 4 物件2建物の1階は、全く使用していませんし、誰も出入りはしていません。 5 Aは、約5年ほど前から、物件2建物には住んでいないと思いますが、連絡は取ることはできます。 6 Aも私も、物件2建物で暮らすことは考えていません。また、現在寝泊まりで使用している娘たち二人も、数カ月後には、私と一緒に暮らすこととなりますので、物件2建物には誰も住まなくなると思っています。 7 競売になっているとのことなので、物件2建物内の家財道具等で必要な動産類は、なるべく持ち出すようにして、片付けるようにはするつもりです。 8 Aには、執行官から電話があったら、電話に出るように伝えておきます。
■ A (債務者兼所有者)	1 Bから連絡があったので、電話しました。 2 私は物件2建物には、現在、住んでいません。 どれくらい前からはよく覚えていませんが、もう、2年以上位前か

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

(関係人の陳述等用)

関係人の陳述等	
陳述者 (当事者との関係)	陳述内容等
	ら住んでいないと思います。 なお、物件2建物には、郵便物等を受け取りに行ったりしていますので、出入りはしています。 2 物件2建物の1階は、使用していないと思いますし、人の出入りはないと思います。

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

執 行 官 の 意 見

- 1 物件1土地及び物件2建物の状況は、土地建物配置図(概略)、建物間取図(概略)及び添付した写真のとおりである。
- 2 物件1土地は北側道路に面しており、道路とほぼ等高に接している。
物件1土地の地形は台形でやや不整形な地形となっている(土地建物配置図(概略)参照)。
- 3 物件1土地東側隣地(地番1番5及び地番1番6)との境界は境界標等は見当たらなかったが、フェンスで区画されていることから、境界は確認できると思われる。
物件1土地西側隣地(地番2番1)と境界は境界標等は見当たらず、フェンス及びコンクリートブロック等によっても区画されておらず、隣地との境界と思われる部分にロープが張られているだけであった。
物件1土地南側隣地(地番1番3)との境界はブロック塀で区画されていることから、境界は確認できると思われる。
なお、物件1土地については、法務局備付けの地積測量図が存在していることから、各隣地との境界上と思われる周辺には立ち入ることができなかったが、外観から物件1土地の面積は概ね地積測量図のとおりであると思われる。
- 4 物件1土地南側の敷地の一部は砂利が敷かれていたが、玄関出入口周辺は土面が露出して窪んでいるため、相応の面積の水溜りとなっていた(写真①参照)。
- 5 物件1土地玄関の周辺は相応の雑草が繁茂しており、相応の大きさの石灯籠が雑草に埋もれて存在しており、また、玄関の外側には動産類が無造作に残置されていた。
雑草の一部が、物件1土地の東側、北側及び西側の各隣地に越境しているのが見受けられ、また、物件1土地北側の道路(地番1番1)上に越境している。
- 6 物件1土地東側の敷地上に差掛け物置が置かれており、物件1土地南側にも物置が置かれており、物件1土地西側には石灯籠が置かれている(土地建物配置図(概略)参照)。
物件1土地南側に置いてある物置の一部が、南側隣地(地番1番3)の敷地上に一部越境している可能性があるのではないかとと思われる。
- 7 物件2建物1階リビングダイニングキッチンには大量の動産類が残置されており、リビングダイニングキッチンの奥まで立ち入ることができなかった。
また、リビングダイニングキッチンの天井には蜘蛛の巣があり、人の出入りがほとんど無いような状況であった。
- 8 物件2建物の2階の洋室2、和室及び納戸は多数の動産類が残置されており、各部屋の奥まで立ち入ることができなかった。
- 9 2階洋室1は、電気が点灯された状態で、動産類が山積された状況ではなかったため、同室の奥まで立ち入ったところ、犬が一匹存在しており、犬の排泄物が存在していた。
- 10 物件2建物1階及び2階の各廊下部分にも動産類が放置されたような状態で残置されていた。
- 11 物件2建物内の動産類の処分が必要になった場合には、買受人は相応の処分費用を負担することになると思われる。
- 12 物件2建物は経年以上に劣化した状況であると見受けられ、各部屋の天井及び壁のクロス等は汚損が見受けられ、床面及び階段には埃が堆積していた。
特に1階リビングダイニングキッチンは、相当の汚損及び劣化が見受けられた。
物件2建物を使用収益するためには、買受人は相応の改修費用等を負担することになると思われる。
- 13 物件2建物内にはA宛の多数の郵便物等が存在した。
- 14 関係人の陳述等記載のとおり、A及びBの娘二人が物件2建物に住んでいることから、同人らはAの占有補助者と認められ、占有補助者の占有を介して、また、Aの動産類の残置により、Aは物件2建物を占有していると判断した。
- 15 占有関係は2枚目記載のとおりである。

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

調 査 の 経 過

調 査 の 日 時	調 査 の 場 所 等	調 査 の 方 法 等
R7年 5月 9日(金) 9:05 - 9:15	名古屋法務局豊橋支局	登記記録事項証明書交付申請 公図・地積測量図・建物図面取得
R7年 5月29日(木) 14:30 - 15:10	目的物件所在地	現況調査実施通知投函、占有状況調査のため近隣住居訪問(全戸不在)、物件確認
R7年 6月10日(火) 9:30 - 10:40	目的物件所在地	物件確認、立入調査、写真撮影(屋内外)、占有状況調査、土地概測、図面作成、評価人同行、占有状況等回答書差置き
R7年 6月13日(金) 7:25 - 7:50	目的物件所在地	占有状況再調査及び聴取(A及びBの娘2名)
R7年 6月13日(金) 8:05 - 8:15	電話	B(占有状況等聴取)
R7年 6月13日(金) 8:30 - 8:32	電話	A(占有状況等聴取)

(特記事項)

☐ 令和 年 月 日

目的物件は全戸不在で、施錠されていると予想されたので、立会人及び解錠技術者を同行して臨場した。

執行手続の適正確保のため、立会人を立ち会わせて建物内に立ち入った。

☐ 令和 年 月 日

目的物件は全戸不在で、施錠されていたので、立会人を立ち会わせ、解錠技術者に解錠させて建物内に立ち入った。

☐ 令和 年 月 日

休日・夜間執行許可の提示をした。

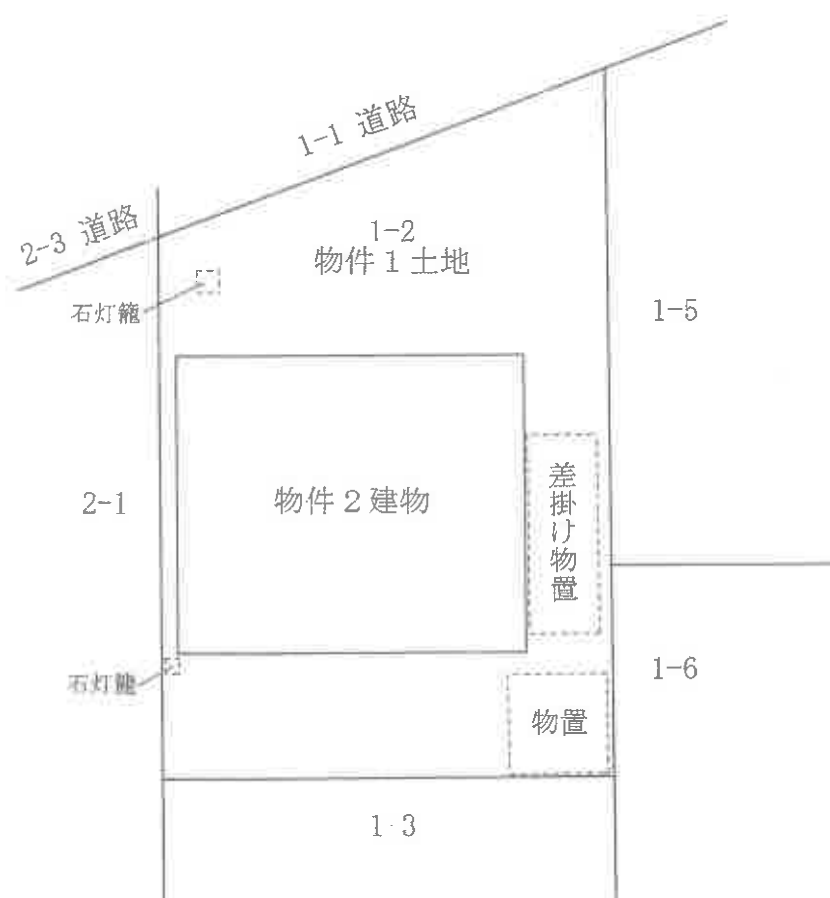
☒ 令和 7年 6月10日

全戸不在であったため立会人を立ち会わせて建物内に立ち入った。

なお、目的物件は施錠されていると予想されたので、解錠技術者を同行した。

(注) チェック項目中の調査結果は、「☒」の箇所の記載のとおり
(6 枚目)

土地建物配置図(概略)



建物間取図（概略）



①



屋外の状況

②



屋内の状況 (1階 玄関 ホール 階段)

(9 枚目)

③



屋内の状況（1階 リビングダイニングキッチン）

④



屋内の状況（1階 洗面所 浴室）

（ 10 枚目）

令和 7 年 (ケ) 第	1 8 号
令和 7 年 4 月 3 0 日	受 理
令和 7 年 6 月 1 0 日	現 地 調 査
令和 7 年 6 月 2 3 日	評 価

名古屋地方裁判所豊橋支部 御中

評 価 書

評 価 人
不動産鑑定士

田 島 拓

第1 評価額

一 括 価 格	
金 5, 8 0 0, 0 0 0 円	
内 訳 価 格	
物件 1 (土地)	金 2, 7 0 0, 0 0 0 円
物件 2 (建物)	金 3, 1 0 0, 0 0 0 円

- 1 一括価格は、物件 1、2 の各不動産について、一括売却（民事執行法 6 1 条本文）を行うことを前提とした場合の価格である。
- 2 内訳価格は、配当等の判断のために一括価格の内訳として算出した価格である。
- 3 物件 1 の内訳価格は物件 2 のための土地利用権等価格を控除した価格であり、物件 2 の内訳価格は当該土地利用権等付建物としての価格である。

第2 評価の条件

- 1 本件評価は、民事執行法により売却に付されることを前提とした適正価格を求めるものである。
したがって、求めるべき評価額は、一般の取引市場において形成される価格ではなく、一般の不動産取引と比較しての競売不動産特有の各種の制約（売主の協力が得られないことが常態であること、買受希望者は内覧制度によるほかは物件内部の確認が直接できないこと、引渡しを受けるために法定の手続をとらなければならない場合があること、競売の目的物の種類又は品質に関する不適合については担保責任がないこと等）等の特殊性を反映させた価格とする。
- 2 評価は、目的物件の調査時点における現状に基づいて行うものであり、調査日以降発生した物件の現状変更については考慮していない。
- 3 現地での物件調査は、原則として目視可能な部分に限定される。
- 4 物件に関する情報提供の内容は、民事執行法 5 8 条 4 項に定める場合を除いて、原則として公共機関で公開された資料に基づくものである。

第3 目的物件

番号	所 在 等	登 記	現 況
1	所 在 地 番 地 目 地 積	豊橋市西高師町字津森 1 番 2 宅地 1 1 4 . 9 1 m ²	同左
2	所 在 家 屋 番 種 号 構 類 床 面 積	豊橋市西高師町字津森 1 番地 2 1 番 2 居 宅 木造スレート葺 2 階建 1 階 4 2 . 0 0 m ² 2 階 4 2 . 0 0 m ²	同左
番号	特 記 事 項		
	なし		

第4 目的物件の位置・環境等

1 土地の概況及び利用状況等（物件1）

位置・交通	豊橋鉄道渥美線「高師」駅の南東方道路距離約1.9km 豊鉄バス「高師本郷町」停留所の南西方道路距離約70m (附属資料「位置図」参照)	
付近の状況	一般住宅を中心に共同住宅等の見られる住宅地域	
主な公法上の規制等 (道路の幅員等の個別的な規制を考慮しない一般的な規制)	都市計画区分 用途地域 建ぺい率 容積率 防火規制 その他の規制	市街化区域 第一種低層住居専用地域 60% 100% — 高さ制限10m 居住誘導区域
画地条件	地積 114.91㎡ 間口 約9.7m、奥行約11.8m(平均値) 形状 台形	
接面道路の状況	北西側幅員約8.9m舗装市道(建築基準法第42条第1項第1号に該当する道路)に等高接面	
土地の利用状況等	・物件1は物件2建物の敷地として利用されている。 ・その他詳細は現況調査報告書に記載のとおりである。	
供給処理施設 (敷地内引込の有無を基準としている)	上水道 あり ガス配管 引込可 下水道 排水可	
土壌汚染の可能性の調査	有害物質使用特定施設の届出に係る事業場等リストに掲載は無く、過去の住宅地図等に対象地の価格形成に影響を及ぼす土壌汚染の可能性を示す履歴及び端緒は見出せなかった(但し、正確には土壌サンプル調査等の専門的測定を要する)。	
特記事項	・周知の埋蔵文化財包蔵地の指定なし ・公共下水道処理区域内に存し、前面道路に本管理設済みかつ受益者負担金納付済みであるが、現状にて下水道使用履歴はない(豊橋市上下水道局にて聴取)。 ・本件土地付近まで都市ガス管が敷設されており引込可能と判断されるが、引込を企図する際は都市ガス供給会社(サーラエナジー株式会社)まで照会のこと。	

2 建物の概況及び利用状況（物件2）

区 分	主である建物
建築時期及び 経済的残存耐 用年数	建築年月日(登記記載)：平成12年11月9日新築 経過年数：約25年 経済的残存耐用年数：約2年
仕 様	構造：木造 屋根：スレート 外壁：サイディング等 内壁：クロス等 天井：クロス等 床：フローリング、畳等 設備：電気、給排水、LPガス
床面積(現況)	延84.00㎡
現況用途等	現況用途：居宅 間取り：3LDK＋納戸（附属資料「建物間取図(概略)」の とおり）
品 等	普通
保守管理の状態	劣る
建物の利用状況	現況調査報告書の記載のとおり
特記事項	・生活実態に乏しく、室内外の維持管理状態が相当劣る（詳細は現況調査報告書を参照のこと）。 ・公共下水道の使用履歴がなく、個別浄化槽を使用しているものと推定されるが詳細は不明である。

第5 評価額算出の過程

1 基礎となる価格

(1) 建付地価格 (物件1)

目的土地の建付地価格を次のとおり求めた。

番号	標準画地価格 (円/㎡) ア	個別 格差 イ	地 積 (㎡) ウ	建付 減価 エ	建付地価格 (円) ア×イ×ウ×エ
1	75,300	0.99	114.91	0.90	7,710,000

計算結果の数値は万円未満を四捨五入する端数処理を行った。(以下同じ)

ア 標準画地価格 (公示価格等からの規準)

地価公示 豊橋-22

$$\begin{array}{ccccccc} \text{公示価格等} & & \text{時点修正} & & \text{標準化補正} & & \text{地域格差} & & \text{標準画地価格} \\ 73,000 \text{ 円/㎡} & \times & 100 / 100 & \times & 100 / 100 & \times & 100 / 97 & = & 75,300 \text{ 円/㎡} \\ & & & & & & & & (\text{上三桁未満四捨五入}) \end{array}$$

◇ 時 点 修 正 : 公示価格等の価格時点から評価日までの推定変動率である。

◇ 標準化補正 : 方位北向1.00

◇ 地 域 格 差 : 交通、環境条件格差等を考量。

イ 個別格差 : 形状0.99×方位北西向1.00=0.99

ウ 地 積 : 登記数量による。

エ 建付減価 : 地上建物等の存在による減価を上記のとおり査定した。

(2) 建物価格 (物件2)

目的建物の再調達原価を、建物建築費の推移動向を考慮した標準的な建築費に比準して求め、これに耐用年数に基づく方法及び観察減価法を併用して求めた現価率を乗じて、建物価格を求めた。

番号	再調達原価 (円/㎡) ア	現況延床 面積 (㎡) イ	現価率 ウ	建物価格 (円) ア×イ×ウ
2	170,000	84.00	0.04	570,000

ウ 現価率 :

$$\begin{aligned} \text{現価率} = & \left[\text{残価率 } 1\% + (1 - \text{残価率 } 1\%) \times \left\{ \frac{\text{経済的残存耐用年数 } 2 \text{ 年}}{\text{経済的残存耐用年数 } 2 \text{ 年} + \text{経過年数 } 25 \text{ 年}} \right\} \right] \times (1 - \text{観察減価等 } 50\%) = 0.04 \end{aligned}$$

2 評価額の判定

前記により求めた価格に、土地については土地利用権等価格を控除し、建物については土地利用権等価格を加算し、さらに競売市場修正等を施して、下記のとおり評価額を求めた。

(1) 土地利用権等価格

番号	建付地価格 (円) ア	土地利用権等割合 イ	土地利用権等価格 (円) ア×イ
1	7,710,000	0.50 法定地上権	3,860,000

イ 土地利用権等割合：土地利用権等を法定地上権と判定し、その割合を50%と査定した。

(2) 内訳価格及び一括価格

番号	基礎となる価格 (円) ア	土地利用権 等価格の控 除及び加算 (円) イ	占有 減価 修正 (円) ウ	市場 性修 正 エ	競売 市場 修正 オ	評 価 額 (円) {(ア±イ)-ウ} ×エ×オ
1	7,710,000	- 3,860,000		1.00	0.70	2,700,000
2	570,000	+ 3,860,000	0	1.00	0.70	3,100,000
一括価格（合計）						5,800,000

ウ 占有減価修正：必要なし

エ 市場性修正：なし

オ 競売市場修正：評価の条件欄記載の不動産競売市場の特殊性等を考慮した。

第6 参考価格資料

地価公示価格（豊橋－22）

所 在 : 豊橋市高師本郷町字山腰7番5
価 格 : 73,000円/㎡
位 置 : 豊橋鉄道渥美線「高師」駅の南東方道路距離約1.8km
価 格 時 点 : 令和7年1月1日
地 積 : 203㎡
供給処理施設 : 水道、ガス、下水
接 面 街 路 : 北側6.8m市道に接面
用 途 指 定 等 : 第一種低層住居専用地域（建ぺい率60%、容積率100%）
地 域 の 概 要 : 中規模一般住宅が建ち並ぶ住宅地域

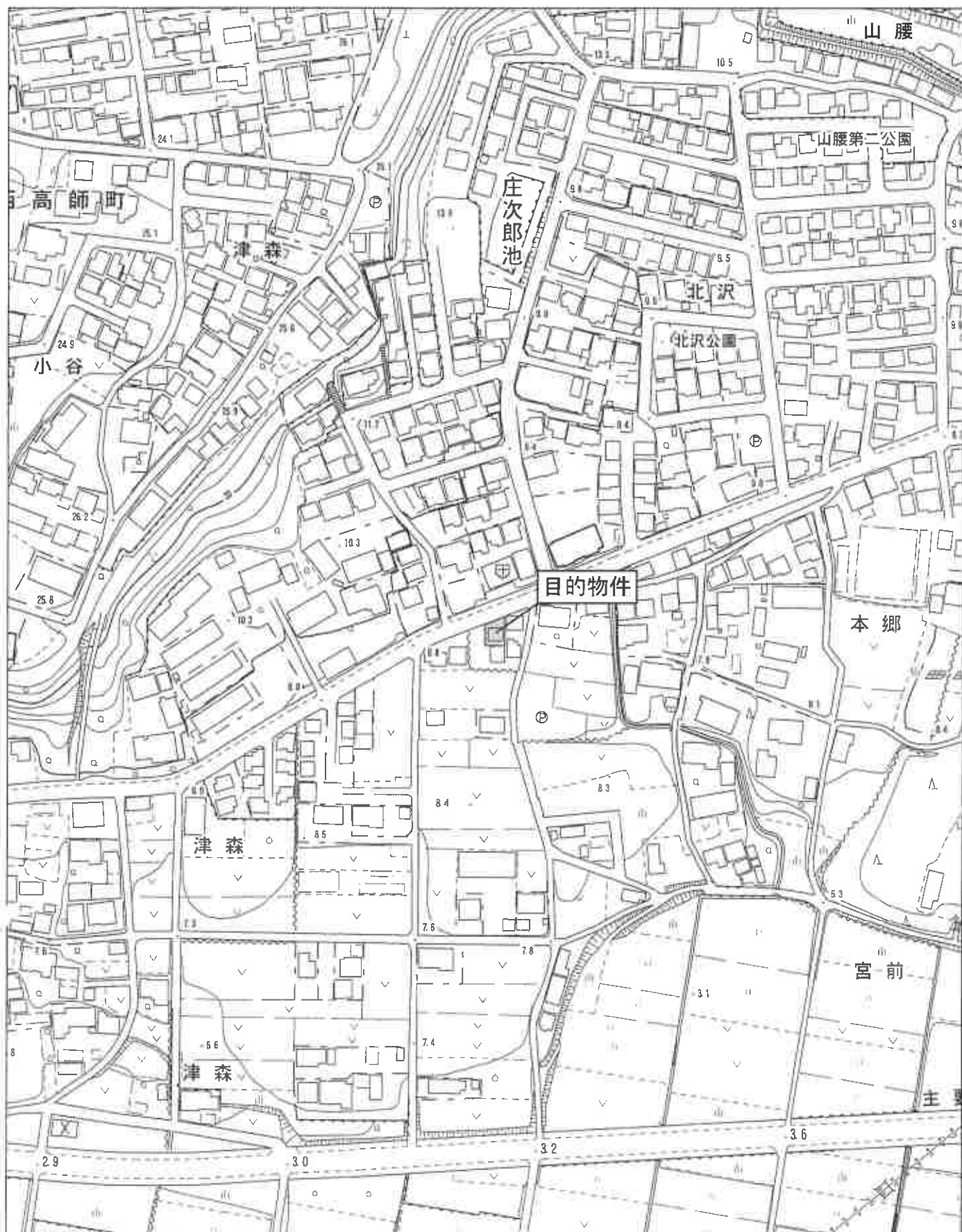
第7 附属資料

- 1 位置図
- 2 付近案内図
- 3 公図写
- 4 地積測量図写
- 5 土地建物配置図（概略）
- 6 建物間取図（概略）
- 7 現況写真

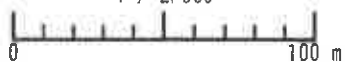
以 上

GSI Maps

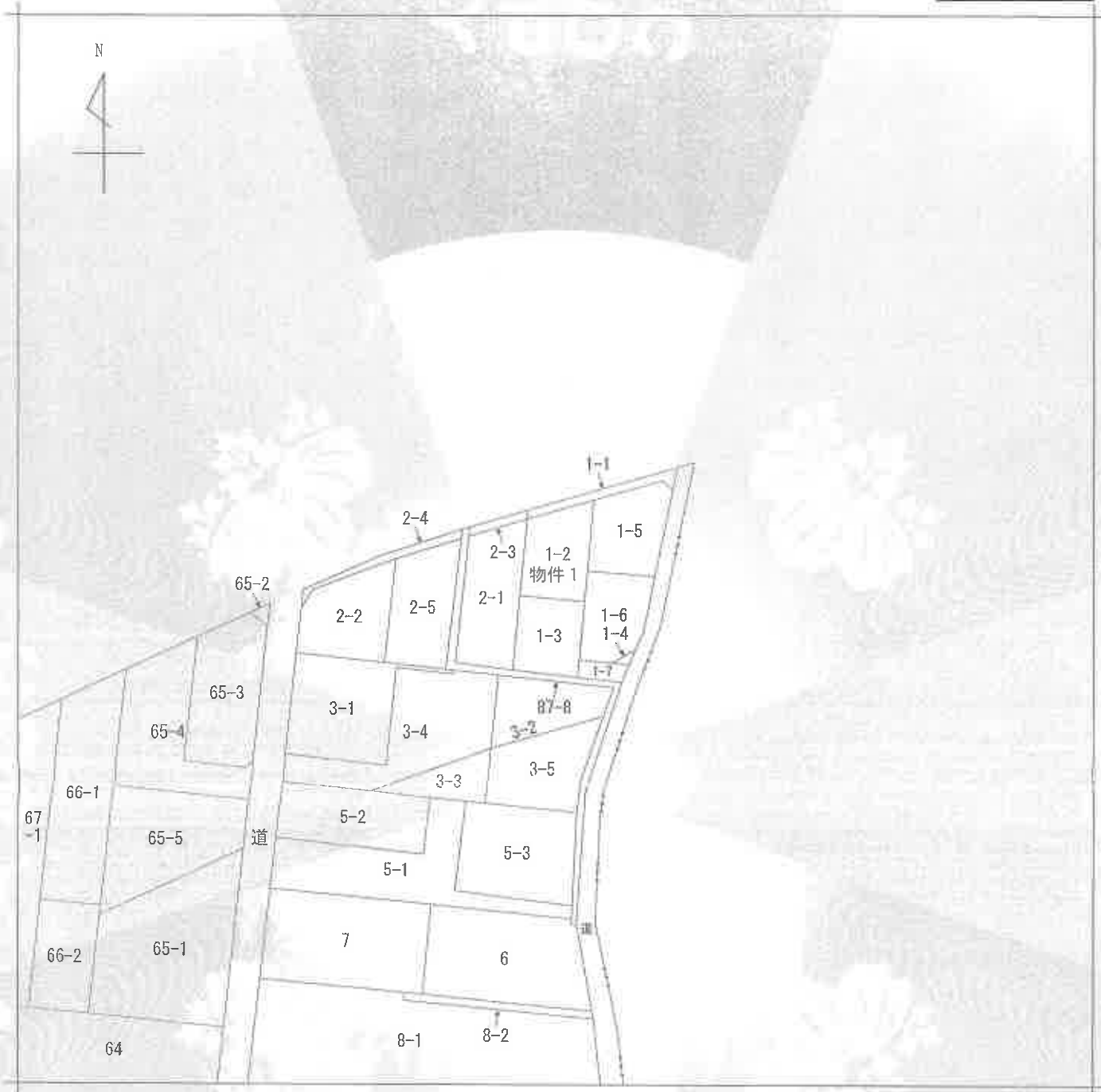




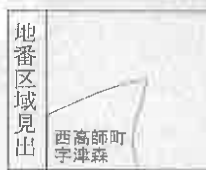
1 / 2,500



付近案内図



(注) 地図に準ずる図面は、土地の区画を明確にした不動産登記法所定の地図が備え付けられるまでの間、これに代わるものとして備え付けられている図面で、土地の位置及び形状の概略を記載した図面です。



請求部	所在	豊橋市西高師町字津森				地番	1番2			
出力縮	1/600	精度区分	座標系番号又は記号	分類	地図に準ずる図面				種類	旧土地台帳附属地図
作成年月日				備付年月日(原図)				補記事項		

これは地図に準ずる図面に記録されている内容を証明した書面である。

令和7年3月7日
名古屋法務局豊橋支局
登記官

登記年月日：平成12年7月5日

令和7年3月7日
名古屋法務局豊橋支局

登記号

2260624

座標求積表

物件1			
地番	X_n	Y_n	$(X_{n+1} - X_n) \cdot Y_n$
41	88.756	114.790	-1019.220410
92	80.041	109.759	-1526.759859
93	75.855	117.840	-88.563200
98	79.561	119.760	1522.389120
90	88.567	124.424	1164.484216
47	88.920	121.538	144.506682
		係面積	229.838549
		地積	114.91m ²

物件2			
地番	X_n	Y_n	$(X_{n+1} - X_n) \cdot Y_n$
92	80.041	109.759	-591.491251
40	70.466	104.800	-1464.160800
91	66.070	112.773	-245.281275
94	68.291	113.923	1114.736555
93	75.855	117.840	1384.620000
		係面積	198.423229
		地積	99.2116145

物件3			
地番	X_n	Y_n	$(X_{n+1} - X_n) \cdot Y_n$
96	66.145	117.815	-211.713555
95	64.955	119.956	74.012852
97	66.762	121.642	143.537560
		係面積	5.836857
		地積	2.9184285

物件4			
地番	X_n	Y_n	$(X_{n+1} - X_n) \cdot Y_n$
90	88.567	124.424	-959.309040
98	79.561	119.760	-1506.700160
99	75.151	128.273	767.067246
43	85.463	135.873	1546.780760
42	87.271	135.018	419.085872
		係面積	256.934878
		地積	128.467339

(会員専用)

作製者

土地家屋調査士

12年7月3日作製

(愛知県土地家屋調査士会用品)

申請人

代表取締役

株式会社

縮尺

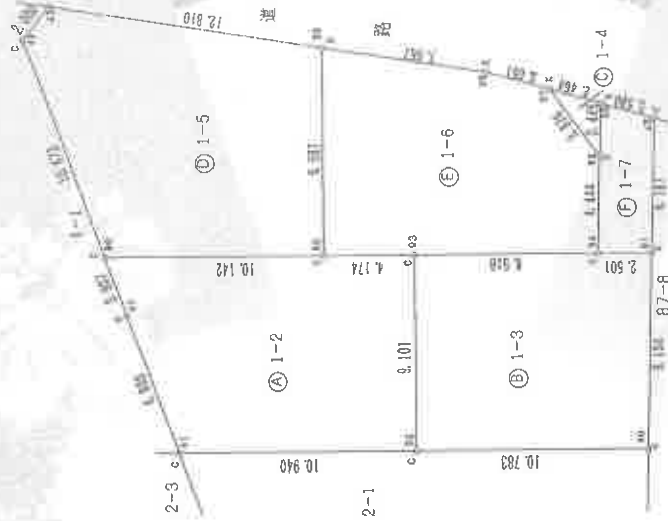
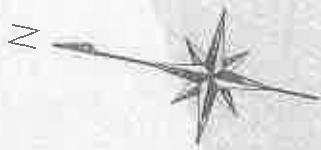
1/250

A4判に縮小

地積測量図

1-2ないし1-7

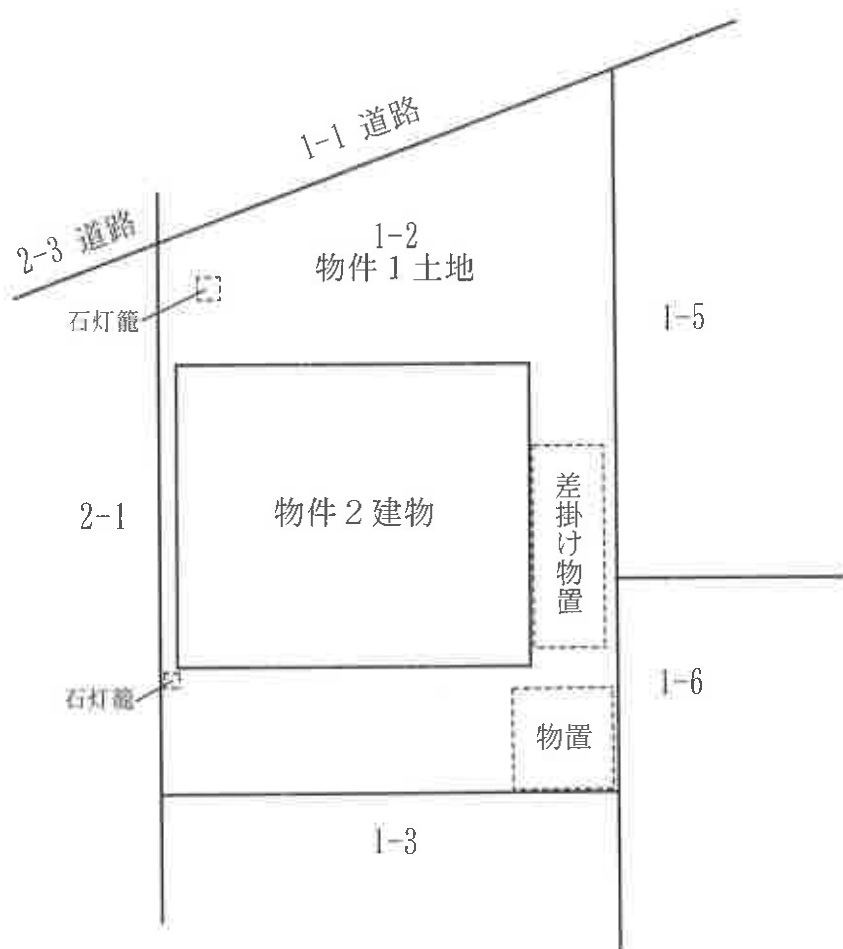
豊橋市西高師町字津森



境界線の種類
C コンクリート杭
K 金属杭
P プラスチック杭
B 金属



土地建物配置図(概略)



建物間取図（概略）



1 階



2 階



